

関東地方 下水道使用料金表の比較

群馬県	基本使用料	基本使用料																	超過使用料 区分数	平均			
		0	5	7	8	10	15	20	25	30	35	40	50	70	100	150	200	250			300	500	1000
茨城県	茨城県 市	630	0																	3	5		
	石岡市	1,320	0																	5			
	結城市	1,650	0																	5			
	龍ヶ崎	900	0																	9			
	常総市	1,650	0																	5			
	笠間市	1,610	0																	4			
	牛久市	1,100	0																	4			
	鹿嶋市	1,320	0																	4			
	守谷市	466	46																	5			
	那珂市	1,400	0																	5			
	坂東市	1,550	0																	5			
	神栖市	1,200	0																	4			
	つくばみらい市	550	77																	6			
栃木県	鹿沼市	1,100	0																	5	4		
	日光市	744	0																	3			
	真岡市	1,200	0																	5			
	大田原市	1,375	0																	4			
	下野市	650	50																	5			
埼玉県	行田市	590	0																	7	7		
	秩父市	905	0																	7			
	飯能市	1,180	0																	4			
	本庄市	920	0																	7			
	東松山市	850	0																	7			
	羽生市	1,000	0																	7			
	蕨市	610	0																	7			
	志木市	400	0																	9			
	和光市	548	0																	7			
	桶川市	700	0																	7			
	北本市	600	0																	7			
	八潮市	750	0																	8			
	蓮田市	800	0																	8			
	坂戸、鶴ヶ島 下水道組合	800	5																	6			
	日高市	1,221	0																	5			
	吉川市	800	0																	6			
	白岡市	1,121	0																	5			
	千葉県	銚子市	500	80																		6	6
		茂原市	1,300	0																		5	
東金市		1,148	0																	6			
旭市		1,200	0																	7			
君津市		900	0																	6			
四街道市		935	0																	7			
袖ヶ浦市		1,079.10	0																	6			
八街市		1,320	0																	6			
白井市		900	0																	7			
香取市		1,100	0																	4			
東京都		国立市	540	0																	7	7	
	福生市	320	0																	8			
	狛江市	528	0																	7			
	東大和市	610	0																	8			
	清瀬市	484	0																	7			
	武蔵村山市	504	0																	7			
	福城市	560	0																	8			
	羽村市	704	0																	7			
	あきる野市	530	0																	8			
	蓮子市	679	0																	11			
神奈川県	伊勢原市	821	0																	9	9		
	綾瀬市	665	0																	8			

\*基本使用料は、一般汚水用における1か月あたりの金額。超過使用料は、1㎡あたりの金額。(税抜：円)